

第1章 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

1 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

2 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

※本制度は平成23年の法改正で導入され「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」に改められました。

3 認定NPO法人等になることによるメリット

(1) 寄附者に対する税制上の措置

① 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。詳細については2頁を参照してください。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。詳細については3頁を参照してください。

② 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の3②）。詳細については4頁を参照してください。

③ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。詳細については5頁を参照してください。

(2) 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の3②）。詳細については6頁を参照してください。

※ 認定 NPO 法人等の税制上の措置

(1)① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

＜所得税＞

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類[㊞]（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 4）。

（注） 平成 30 年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

○ 税制上の措置の対象となる寄附

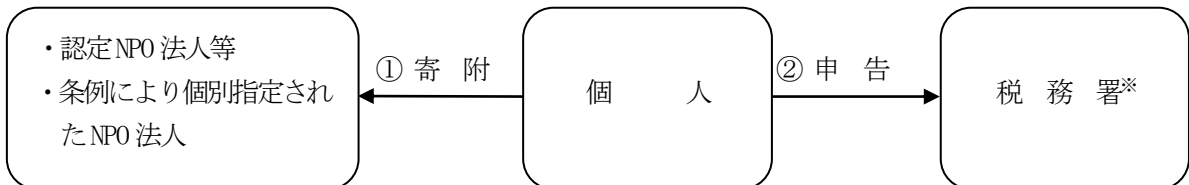
（個人又は法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置）

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、(1)の①及び②の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

＜個人住民税＞

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で定める寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



＜算式＞

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%）
 - ・市区町村が指定した寄附金は6%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は8%）
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

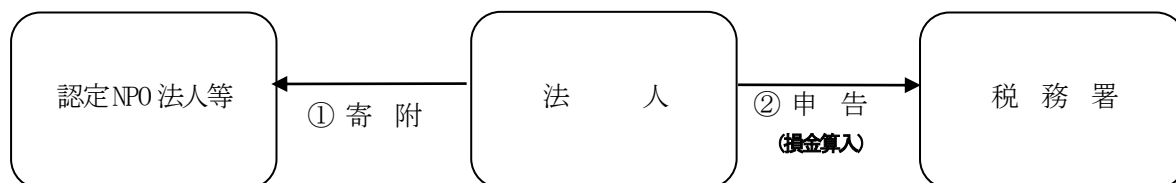
※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

(1)② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 3②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、(1)の①及び②の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(1)③ 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

注) 特例認定 NPO 法人には適用されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法 70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法 70 ⑤⑩、措規 23 の 5)。

○ 税制上の措置の対象となる寄附

(相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

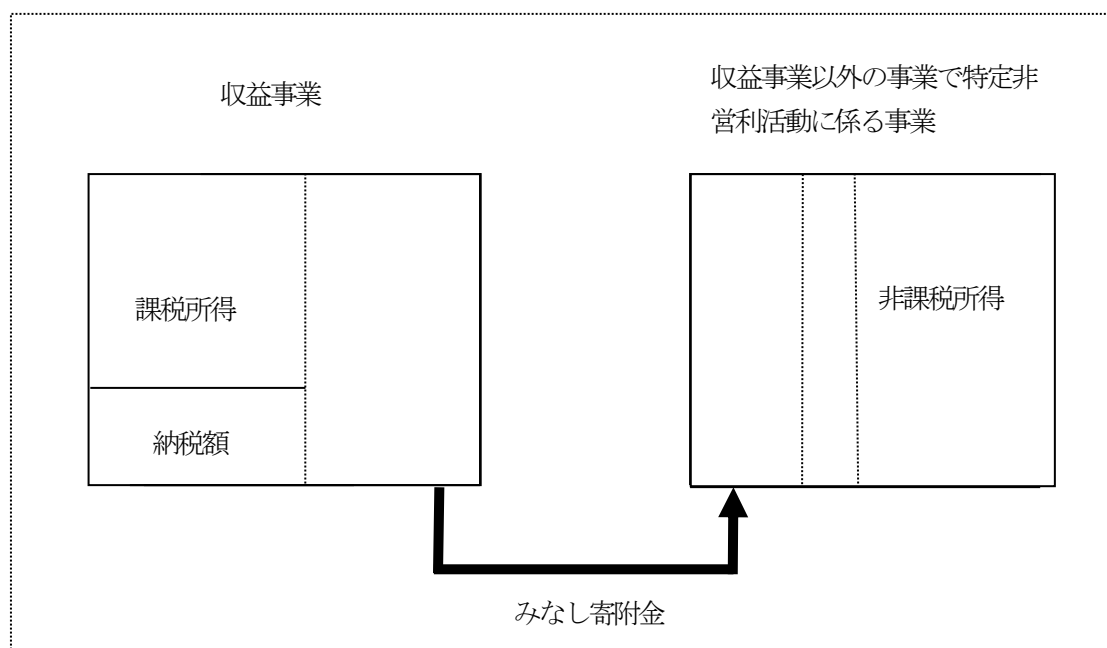
ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

(2) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

注) 特例認定 NPO 法人には適用されません。

(法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 3①)。



4 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、法59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

※ 認定の基準の概要については23頁から25頁を、詳細については27頁から39頁を参照してください。

5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

- ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮（拘禁刑（令和7年6月1日以降））以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

※ 欠格事由の概要については26頁を、詳細については40頁から41頁を参照してください。

※ 認定基準を満たしているかどうか、欠格事由に該当しないかどうかを簡易的に自己チェックするための「簡易自己チェックシート」を9頁から22頁に掲載していますのでご活用ください。

なお、「簡易自己チェックシート」は、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りませんのでご注意ください。

6 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61 一）

7 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、法61）。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ④ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法57②）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法57③、法62）。

※ 認定 NPO 法人と特例認定 NPO 法人との主な相違点

	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定(特例認定)基準	7頁「4 認定の基準」記載の8つの基準を満たすことが必要	7頁「4 認定の基準」記載の8つの基準のうち①を除く7つの基準を満たすことが必要
申請可能な法人	すべての NPO 法人	設立後5年以内の NPO 法人
有効期間	認定の日から5年間(更新の制度あり)	特例認定の日から3年間(更新の制度なし)
税制上の措置	個人が支出した寄附金に対する措置(2頁) 法人が支出した寄附金に対する措置(4頁) 相続人等が寄附した相続財産等に対する措置(5頁) みなし寄附金制度(6頁)	個人が支出した寄附金に対する措置(2頁) 法人が支出した寄附金に対する措置(4頁)

《参 考》

認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法50①②、法62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法78二～五）。